

共済だより

KYOSAI

Yamaguchi

4 APR 2008
月号



写真コンテスト
優秀賞

「春爛漫」

金子 健一 (周南市)

宇野千代の「おはん」の舞台となった岩国城下、錦帯橋及び付近の河畔は県内一の桜の名所です。

花見スポットが多くあり何処を写すか迷ってしまいます。

今回は、春うららかな中、アーチ桜にスポットを当ててみました。

撮影場所：錦帯橋（岩国市）

平成20年度事業計画及び予算

2

医療制度改革

6

メンタルヘルス利用券

7

特定健診・特定保健指導

8

共済制度をご存知ですか

10

Information

共済貯金加入者募集

12

資格の異動について

14

平成20年度 事業計画及び予算

3月3日第1回組合会で議決

基本項目

予算作成にあたっての基礎数値です

区分	全体	介護第2号被保険者
組合員数	17,352人	9,706人
組合員1人当たりの給料月額	短期 339,388円	短期 402,004円
	長期 338,675円	
被扶養者数	21,173人	3,440人

平成20年第1回組合会が3月3日に開催され、平成20年度の事業計画及び予算が決まりましたので、お知らせします。

平成20年度事業計画は、大筋これまでの計画を引き続き実施する方向で進められることになりましたが、組合員の給料が伸びないことや団塊の世代の退職時期による組合員数の減少などから、掛金・負担金が収益の中心となる事業は依然厳しい状況にあります。また、混迷が続く経済・金融情勢のなか、資金運用益を財源に運営する事業においても厳しい状況にあります。

短期経理は、医療保険制度改革や医療費の増高等で益々厳しい財政状況にあります。このため大幅に財源率を引き上げる必要がありますが、地方公共団体及び組合員の負担が過大となるため、当期不足金を剰余金で補てんできるほどの引き上げ幅としました。

長期経理は、全国市町村職員共済組合連合会に集約して一元的に処理されています。

本年度は、公務員の年金加入記録を「ねんきん特別便」として通知し、年金制度に対する理解と信頼の向上に努めます。

保健経理は、特定健康診査及び特定保健指導が実施されることに伴い、事業の見直しを行いました。組合員及び被扶養者の健康の保持増進に資する事業を重点的に行っていく予定です。

厳しい経営環境にある宿泊経理等は、より多くの組合員及び年金受給者にご利用いただけるように企画商品等の開発、サービス向上を図るなど一層の経営努力を行うこととしております。

なお、各経理別の事業概要は次ページのとおりです。

平成20年度財源率

給料(本俸) (単位:‰)

組合員種別	短期経理						保健経理		長期経理			業務経理	
	掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	公的負担金	児童手当 拠出金	事務費 負担金
一般職	48.25	48.25	5.3375	5.3375	0.5625	0.25	2.7	2.7	90.2875 (92.5)	90.6625 (92.875)	28.375	-	1人 当たり 月額 709円
組合専従	48.25	48.25	5.3375	5.3375	0.5625	0.25	2.7	2.7	90.2875 (92.5)	90.2875 (92.5)	28.375	-	
特別職	38.6	38.6	4.27	4.27	0.45	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	-	
派遣職員	48.25	48.25	5.3375	5.3375	0.5625	0.25	2.7	2.7	90.2875 (92.5)	90.6625 (92.875)	28.375	1.30	
市町村長組合員	38.6	38.6	4.27	4.27	0.45	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	-	
長期組合員	1.70	1.70	-	-	-	0.25	2.7	2.7	90.2875 (92.5)	90.6625 (92.875)	28.375	-	
市町村長 長期組合員	1.36	1.36	-	-	-	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	-	
特定消防組合員	48.25	48.25	5.3375	5.3375	0.5625	0.25	2.7	2.7	90.2875 (92.5)	90.6625 (92.875)	28.375	-	
船員一般組合員	40.75	63.25	5.3375	5.3375	0.5625	0.25	2.7	2.7	90.2875 (92.5)	90.6625 (92.875)	28.375	-	
継続長期組合員	-	-	-	-	-	-	-	-	90.2875 (92.5)	90.6625 (92.875)	28.375	1.30	

期末手当等(ボーナス) (単位:‰)

組合員種別	短期経理						保健経理		長期経理			業務経理 児童手当 拠出金
	掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	公的負担金	
一般職	38.6	38.6	4.27	4.27	0.45	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	-
組合専従	38.6	38.6	4.27	4.27	0.45	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.23 (74.0)	22.7	-
特別職	38.6	38.6	4.27	4.27	0.45	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	-
派遣職員	38.6	38.6	4.27	4.27	0.45	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	1.30
市町村長組合員	38.6	38.6	4.27	4.27	0.45	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	-
長期組合員	1.36	1.36	-	-	-	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	-
市町村長 長期組合員	1.36	1.36	-	-	-	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	-
特定消防組合員	38.6	38.6	4.27	4.27	0.45	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	-
船員一般組合員	32.6	50.6	4.27	4.27	0.45	0.20	2.16	2.16	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	-
継続長期組合員	-	-	-	-	-	-	-	-	72.23 (74.0)	72.53 (74.3)	22.7	1.30

長期掛金・負担金の()は9月以降の率です。

長期組合員、市町村長長期組合員は、後期高齢者医療制度の被保険者を指します。

短期経理

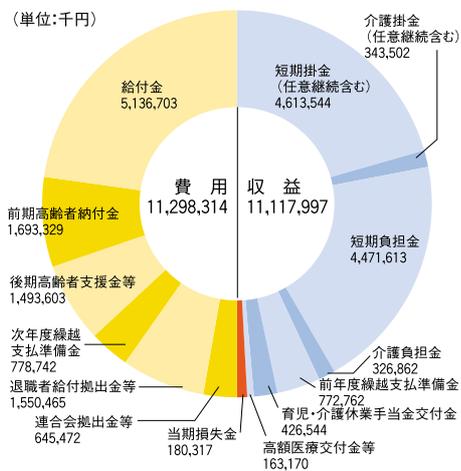
組合員と被扶養者の

医療費等をまかさないです。

短期掛金率を引き上げ
介護掛金率は据え置き

前年度は、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金等の基礎控除額について実質の引き上げ（20,000円・25,000円）となり、短期掛金・負担金率は据え置きとしました。

20年度は、医療保険制度の改革により、後期高齢者医療制度が始まります。これに伴い新たな拠出金（前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・病床転換支援金）の負担、さらに、20年度に限り、政府管掌健康保険を支援するための負担を求められています。このため、従来からの退職者医療制度に経過措置として残る拠出金を合わせると、拠出金等の負担は費用全体の約44%を占めることとなります。一方、



収益においては、組合員数の減少、給与の抑制傾向により大きく減額となる見込みで、大変厳しい運営状況となっています。

これらのことから、20年度の短期掛金・負担金率を大幅に引き上げる必要がありますが、地方公共団体並びに組合員の負担が過大になるため、給料に対して各千分の6・25、期末手当に対して千分の5引き上げることとなりました。

また、任意継続組合員に対する任意継続掛金の算定の基礎となる給料の割引率について、20/100（前年度30/100）に引き下げることとなりました。

なお、介護掛金・介護負担金率は前年度のまま据え置きとしました。

長期経理

年金給付のための資金です。

年金の決定・支払は全国市町村職員共済組合連合会で行われます

長期給付事業の一元的处理に伴い、市町村連合会が年金の決定・支払いを行います。このため、この経理は、地方公共団体から徴収した掛金・負担金を受けて市町村連合会に払い込むための経理となります。

昨今の社会保険庁の年金の過去記録問題を背景として、年金制度に対する不信感や不安感が増大してきていますが、制度に対する理解と信頼を高めるため、組合員、年金受給者及び年金待機者に積極的に広報活動を行い相談業務の充実に努めます。その一環として、公務員の年金加入記録を「ねんきん特別」¹として、通知する予定です。

なお、長期給付に係る掛金・負担金率は、16年度

に実施された財政再計算により、毎年9月に引き上げが行われます。

預託金管理経理

長期給付積立金の一部を運用します。

運用額は引き下げ

長期給付事業の一元的处理に伴い、今まで本共済組合が運用していた長期給付積立金も市町村連合会に移管しました。しかし、この積立金の一部を市町村連合会から委託運用することが認められています。

運用方法については、地方公共団体への縁故地方債、他経理への貸付及び短期運用となっております。このうち、本年度の短期運用額については、上限額が18年度末の本組合長期経理資産の4%（前年度は5%）に引き下げられることとなりました。

業務経理

事業運営に必要な諸経費を

まかさないです。

短期経理から事務費を繰入

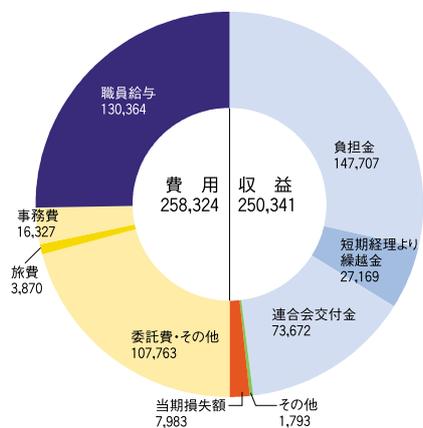
短期給付事業、長期給付に関する事業などを行うための事務費や人件費などをまかなう経理で、財源は、地方公共団体等から事務費負担金として納付されております。

事務費の取扱については、昨年の通常国会において成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、20年度から恒久化されることになりました。

本年度の地方公共団体負担割合は、事務に要する費用（組合員1人当たり12,590円）を折半した額に長期分60%、短期分75%となります。残り短期分25%は、短期経理から繰り入れます。

なお、長期分の繰り入れについては、長期給付事業の一元的处理により、市町村連合会において長期経理から業務経理に繰り入れることとなります。

(単位:千円)



保健経理

特定健康診査・

特定保健指導が始まります。

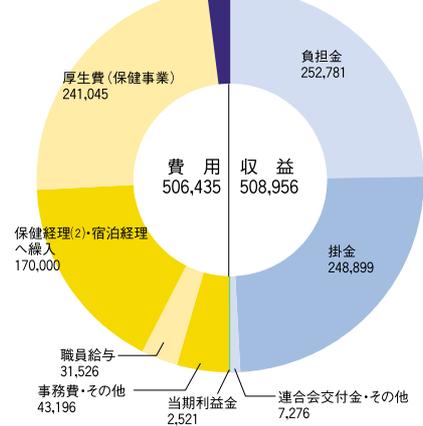
人間ドック受検費用助成の上限額を変更

20年度から医療保険者の義務として、特定健康診査及び特定保健指導を行うにあたり大きな財源措置が必要になり、昨年度に続き事業の見直しを行いました。事業の中心である人間ドック受検費用の助成については、1泊2日の上限額を変更しました。(30,000円→25,000円)

今年度は、特定健康診査及び特定保健指導の周知に努め適切な実施を行うとともに、疾病予防を中心とした組合員及びその被扶養者の健康保持増進に重点を置いた事業とし、医療費増高対策に努めてまいります。

また、シーサイドパレス秋と防長苑が行う施設優待割引助成への補助も引き続き行い、本組合直営施設の利用促進を図ります。なお、両施設の運営に要する費用の一部の繰り入れも予定しています。

(単位:千円)



保健経理(2)

保健施設シーサイドパレス秋を

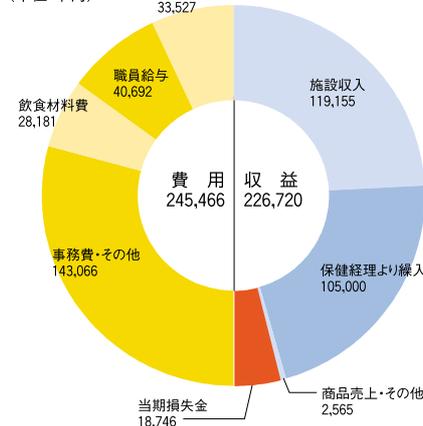
経営しています。

アクア優待券をご利用ください

秋地域における観光客数は増加に転じたというものの、宿泊者数については依然厳しい状況にあり、本施設でも組合員を含め宿泊部門の収入は毎年減少しています。アクアの利用者は増加傾向にありますが、重油等、燃料の高騰による費用増で経営環境は厳しい状況です。

4月からは、レストランのディナータイムを完全予約制とし、人件費や食材のロスを削減するなど、運営効率の向上を図ります。「はぎ温泉」の導入については、引き続き検討します。職員が一丸となってサービスの向上に努めておりますので、ぜひ、ご家族おそろいで、また、お友達とお誘い合わせのうえお越してください。

(単位:千円)



宿泊経理

保養所 防長苑を経営しています。

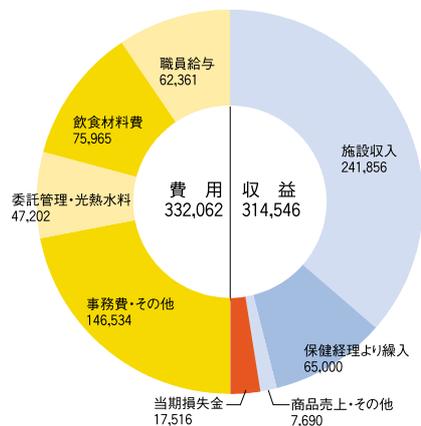
飲んで食べて温泉をご利用ください

県内外を問わず、観光、ビジネス客の減少が続いており、組合員利用の宿泊客の増大も見込めない状況にあります。

昨年、2月の閑散期にすぎたウインターバイキングは定着しつつあり、安定した売上が見込めるようになります。このような防長苑独自の特色ある料理をご用意し、他施設に出来ないような企画を考案、実行してまいります。

より多くの皆さんから愛される施設をめざすとともに、利用客増に努めて健全経営をめざします。ぜひ、ご家族おそいで、また、お友達とお誘い合わせのうえお越しく下さい。

(単位:千円)



貯金経理

財産づくりをお手伝いします。

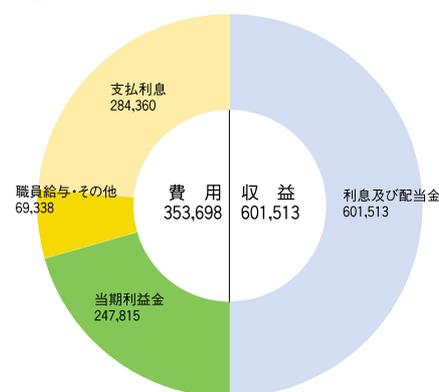
貯金利率年1・1%

積立金の運用を行う経済・金融市場は、昨年夏以降サブプライムローン問題等をきっかけに株価や長期金利が低下しており、今年度も低金利が続き、厳しい運用状況になると考えられます。このため、貯金利率の引き上げは行わず、現行の1・1%（税引き後0・88%）のままとします。

運用に際しては、安全を第一に市場の動向に十分注意を払うものとし、債券は信用リスクを重視して高格付けの債券を保有し、預金は定期預金を中心に運用してまいります。

ここ数年退職者の増加により貯金残高及び加入者数が減少傾向にあるため、組合員への普及により積立額の増加に努めてまいります。

(単位:千円)



貸付経理

住宅資金や臨時資金をお貸しします。

貸付利率の引上げ

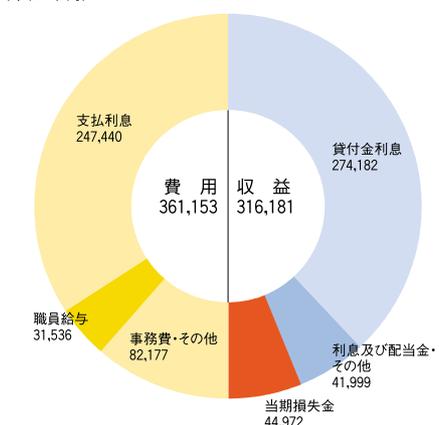
貸付利率は、財務省の定める財政融資資金利率の動向により変動するものとなっています。19年度途中から、最低利率を段階的に引上げる規則の改正が行われたことにより、20年1月に貸付利率が0・2%引上げられました。また、7月にも最低0・2%の引き上げが予定されています。

このため、新規貸付申込みは減少傾向にあり、償還中の貸付の繰上償還及び定年退職者の一括償還の増加も見込まれ、貸付金残高の減少傾向は続くものと考えられます。

また、貸付事故の増加に伴い、市町村連合会で実施している貸付債権共同保全事業の保険料の引上げもあり、今年度も剰余金（欠損金補てん積立金）を取り崩して運営する予定です。

これらを考慮し、貸付事故を防止し適正な貸付を行うため、今年度から、普通貸付の事後確認（領収書等の提出）を行うことになりました。

(単位:千円)



平成20年4月から

○高額医療・高額介護合算制度が新設されます

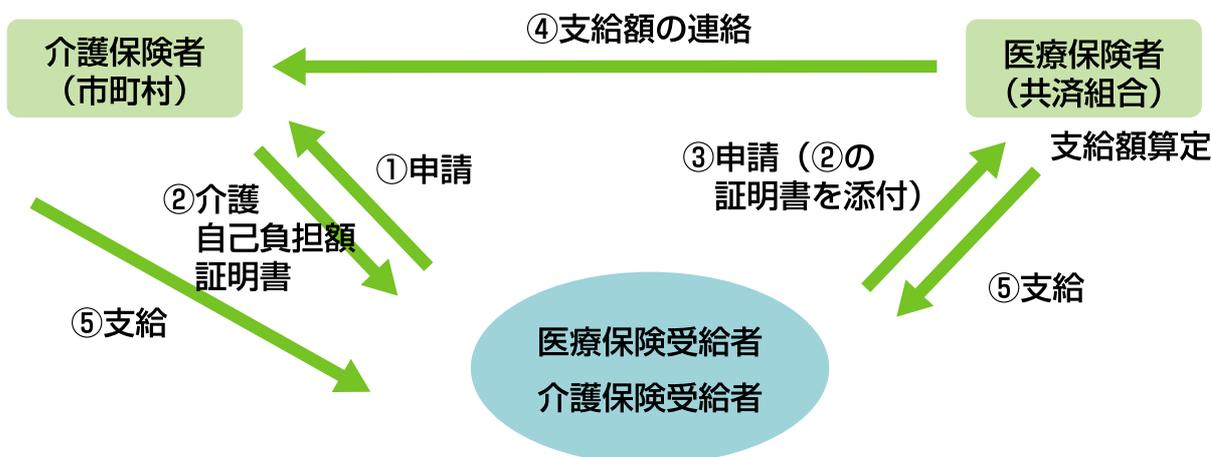
被扶養者に介護保険受給者がいる場合、医療と介護の自己負担額を合算した額が新たに設定される自己負担限度額を超えるときは組合員からの申請に基づき支給されます。

自己負担限度額（年額）

組合員		組合員及び被扶養者	
		医療保険＋介護保険 70歳から74歳のみ	医療保険＋介護保険 70歳未満を含む
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円	126万円
一般		62万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

費用負担

医療保険、介護保険両方で、自己負担の比率に応じて負担し合う。



○乳幼児の自己負担割合が変わります

乳幼児に対する自己負担2割の対象年齢が、3歳未満から義務教育就学前までに拡大されます。

対象者		平成20年3月まで	平成20年4月から
70歳以上	70歳～74歳	1割	2割*
	75歳以上	1割	1割
	現役並所得者	3割	3割
70歳未満		3割	3割
	義務教育就学前	3割	2割
	3歳未満児	2割	

*平成20年4月1日～平成21年3月31日は1割に凍結されます。

メンタルヘルス相談事業について

平成 20 年度



ひとりで悩んでいませんか、
お気軽にご利用ください。

- ・家族のことや、職場の人間関係で悩んでいる
- ・将来に不安を感じて気分が落ち込んでいる
- ・ストレスによる無気力や不眠症で悩んでいる

県内の指定医療機関及びカウンセリングルーム(以下「相談機関」という。)の精神科医や臨床心理士がメンタルヘルスに関するカウンセリングを行います。

「相談機関一覧表・メンタルヘルス相談利用券」(水色)を本誌に差し込んで配布しますのでご利用ください。

なお、年度内の再配布はしませんので紛失しないよう保管しておいてください。

「メンタルヘルス相談利用券」は1回につき1枚、組合員1人につき年度内3回まで無料で利用できます。ただし、相談機関(医療機関)の医師が投薬等の医療が必要と認めたときは、相談者の了承により保険診療となります。

- 利用できる者 山口県市町村職員共済組合の組合員本人に限ります。
- 利用方法 相談機関に直接電話で予約してください、相談機関においては予約不要のところもありますので「相談機関一覧表」で確認してください。相談時には、「メンタルヘルス相談利用券」と「共済組合組合員証」または「長期組合員証」を相談機関の窓口提出してください。

相談者のプライバシーは保護されます。

【問合せ先】 山口県市町村職員共済組合 福祉課 TEL083-925-6551

電話健康相談 **共済ヘルシーダイヤル** (通話・相談料無料)

0120-876-898

携帯電話からもOK!

組合員とご家族の皆様にも、毎日「カラダの安心」をお届けしています。

共済健康相談室 (相談料無料)

インターネットによる健康相談も行っています。

本共済組合のホームページ(<http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>)にアクセスしていただき、トップページにあります「共済健康相談室」のバナーをクリックし、ID「876898」を入力後ログインしてください。相談者のプライバシーは厳守いたします。

特定健診・特定保健指導

被扶養者の方へ 特定健診を受けましょう

共済組合の被扶養者のうち40～74歳の方※で、これまで地域の住民健診（市町村が実施する基本健康診査）を受けていた方は、今年度から健診の受け方が変わります。

平成20年度からは、共済組合が所属所経由で送付する「特定健康診査受診券」を指定健診機関等に持参し、特定健診を受けることになります。

なお、特定健診以外の検診（がん検診など）は、今までどおり市町村が実施する検診を受けることができます。

※ただし、一定の要件にある方は、特定健診の対象者となりません。詳しくは共済だより3月号を参照してください。

受診の方法

① 組 合 員	職場の健康診断または共済組合の助成する人間ドックを受検	
② 被 扶 養 者	共済組合が発行した受診券で、指定健診機関等で受診する。 ただし、被扶養配偶者の方が、共済組合の助成する人間ドックで特定健診の項目を全て受検した場合は特定健診を受検したとみなします。 そのため、人間ドックに申し込まれている場合は原則として受診券を発行しません。	受診券を使用した場合の個人負担500円
③ 任意継続組合員 および その被扶養者	共済組合が発行した受診券で、指定健診機関等で受診する。	受診券を使用した場合の個人負担1,000円

受診券

受診券は毎年発行され、当該年度内のみ有効となります。平成20年度の受診券は、4月中に所属所を経由して送付する予定です。

受診券には受診者氏名等が印刷されており、被扶養者ご本人のみ使用できます。

受診券と被扶養者証（保険証）をあわせて指定健診機関等の窓口へ提出し、特定健診を受診することができます。（個人負担金が必要です。）

なお、特定健診を受診する前に被扶養者の資格を喪失した場合は受診券の利用ができませんので、被扶養者証とあわせて受診券を共済組合へ返納してください。

受診券見本 (大きさはハガキ大)

(表面)

(裏面)

特定健康診査受診券		交付	注意事項	
受診券整理番号			1.この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)	
受診者の氏名			2.特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。	
性別		生年月日		3.特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
有効期限				4.特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
健診内容				5.健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
窓口での自己負担	特定健診(基本部分)	負担額又は負担率		6.被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
	特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率		7.この券を偽造し、他人に使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
	その他(追加項目)	負担額又は負担率		8.この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受取ってください。
	その他(人間ドック)	負担額又は負担率		
保険者所在地	山口県山口市大毛町9番11号		住所	
保険者番号・名称	山口県市町村職員共済組合			
		3 2 3 5 0 4 1 5		
保険者電話番号				
契約とりまとめ機関名				
支払代行機関名・番号				

指定健診機関

当共済組合が契約した指定健診機関でのみ受診できます。

被扶養者の方や任意継続組合員の方が全国どこでも特定健診を受診できるように、当共済組合は全国の特健診実施健診機関等と契約を結んでいます。

具体的な指定健診機関名は、受診券送付時にお知らせします。

次回は、特定保健指導について説明します。

共済組合制度をご存知ですか？

市町村等の職員である皆さんは、山口県市町村職員共済組合の組合員でもあります。

共済組合は、組合員のみなさんの健康や生きがいや貯えなど幅広いバックアップをしています。豊かな生活を送るために、共済組合の行っている事業を理解し活用してください。

概要

共済組合は、社会保障制度の一環として、組合員の皆さんや被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目的とした事業を行っています。その事業は、大きく分けて「短期給付事業」「長期給付事業」「福祉事業」の3つに分けられ、地方公務員等共済組合法に基づき運営されています。

短期給付事業

この事業は、組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害等に対して次のような給付を行っています。

保健給付

組合員とその被扶養者が医療機関で治療を受けた時、窓口で医療費の3割を自己負担しますが、残りの7割を共済組合が支払います。また、1か月の医療費が自己負担限度額を超えて高額になった時は、高額療養費が組合員に支給されます。さらに、出産や死亡の際には、出産費や埋葬料が支給されます。

休業給付

病気やケガ、出産、育児、介護などで勤務を休み給料の全部または一部が支給されないときは、手当金が支給されます。

災害給付

災害により組合員や被扶養者が死亡したり、住居等に損害を受けた時は、弔慰金や災害見舞金が支給されます。

附加給付

1つの医療機関における1か月の自己負担額が25,000円を超えるときは、家族療養費附加金等が組合員に支給されます。また、出産費や埋葬料が支給される時や、結婚した時には附加金があります。

長期給付事業

この事業は、組合員が永年勤続して退職した時や在職中の病気やケガがもとで障害の状態になった時、あるいは不幸にして死亡した時に、老後の生活や残された家族の生活の支えとして年金を支給しています。

退職給付

組合員期間等が25年以上あり、原則として65歳以上になったときに支給されます。

障害給付

在職中に初診日のある傷病により、一定の要件に該当した場合に支給されます。

遺族給付

組合員が在職中に死亡したときや退職共済年金・障害共済年金等の受給権者が死亡したとき、遺族に支給されます。

福祉事業

この事業は、組合員とその被扶養者の皆さんに健康で心豊かに生活していただくために次のような事業を行っています。

保健事業

組合員とその被扶養者の健康保持増進、疾病の予防のための事業を行っています。

健康保持増進のために

契約保養所等の宿泊利用助成や保健文化施設の利用助成を行っています。

また、無料で利用できる専門業者の電話健康相談や、健康に関する内容の講座の開催、体力づくりのためのスポーツ体験教室を開催します。

疾病予防のために

人間ドックや生活習慣病検診（がん検診・胃検診・肝炎検査）の助成を行っています。

ライフプランのために

生涯生活設計講座を年代別またはテーマ別に開催し、将来、生きがい・ゆとりある老後が過ごせるようお手伝いしています。

特定健診・特定保健指導事業

今年度より生活習慣病の予防のためにメタボリック・シンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を実施します。

宿泊事業

組合員とその被扶養者の皆さんが、気軽にかも低料金で宿泊・会食・結婚式等に利用できる施設として、「湯田温泉保養所 防長苑」「保健施設 シーサイドパレス萩」を経営しています。ご家族おそろいで、また、お友達とお誘いあわせのうえお越しください。

貯金事業

組合員の生活の安定と財産づくりのお手伝いを目的とした事業です。お預かりしたお金を安全かつ効率的に運用し、より有利な条件で利息をお支払いしています。

貸付事業

組合員へ低利で貸付けを行い、組合員の生活の安定をはかるための事業です。住宅の新築や増改築などの費用や生活必需品の購入などにご利用ください。

事務分担一覧表

事務局		庶務係	庶務全般、組合会など
事務局長	総務課 083-925-6141	企画係	掛金・負担金調定、広報
	保険課 083-925-6142	経理係	経理
		医療保健係	医療費関係、附加給付、疾病予防対策事業、特定健診等事業
	年金課 083-925-6550	資格係	組合員資格取得、被扶養者認定、任意継続組合員など
		調査係	年金調査、基礎年金
	福祉課 083-925-6551	年金係	年金裁定、年金相談など年金全般
		福祉係	医療費増高対策事業、健康増進事業など
		貸付係	臨時の支出や住宅等の取得に必要な資金の貸付事業
	貯金係	貯金事業	
	宿泊・保養施設		
保養所 防長苑	〒753-0077	山口市熊野町4-29	TEL 083-922-3555
保健施設 シーサイドパレス萩	〒758-0011	萩市椿東字北川6030-13	TEL 0838-26-6141

1枚でご家族全員利用できます

シーサイドパレス萩 アクア優待券を配布します

本年度も組合員及びご家族の皆さんの保養・健康増進のため、シーサイドパレス萩アクア優待券を配布します。この優待券で、シーサイドパレス萩の「温浴(スパ)・プール・トレーニング」が無料で利用できます。下記優待券を切り取ってご利用ください。

優待券利用上の注意

1. 利用する前に「所属所名」「組合員氏名」「利用者」の欄にご記入のうえフロントに提出してください。
2. 利用できる範囲は、組合員とご家族とします。
3. 1枚でご家族全員利用できます。
4. 有効期限は、平成21年3月31日とします。

切り取り線

平成20年度 シーサイドパレス萩アクア優待券				
有効期限 平成21年3月31日				
所属所名				
組合員氏名				
利用者	組合員	名	家族	名
発行者 山口県市町村職員共済組合 				

平成20年度 シーサイドパレス萩アクア優待券				
有効期限 平成21年3月31日				
所属所名				
組合員氏名				
利用者	組合員	名	家族	名
発行者 山口県市町村職員共済組合 				

共済積立貯金 加入者募集中!

利率(半年複利)
年1.1%
(税引後0.88%)

* 共済積立貯金に加入するには…

申込書を所属所の共済事務担当課で受け取り、所属所を通じて加入申込書を提出してください。毎月10日(共済組合必着)で、翌月の給料から積立開始となります。

「定時積立」

毎月の給料から控除して、希望額(千円の整数倍)を積立

「臨時積立」

期末勤勉積立 期末・勤勉手当から控除して、希望額(千円の整数倍)を積立

随時積立 お近くの山口銀行で指定の振込用紙を使用し、ご自分で窓口から希望額(万円の整数倍)を積立 * 振込手数料不要
随時積立をされた方には、「臨時積立受領書」を、積立のあった翌月中旬に所属所を通じて送付します。

利 率

半年複利 年1.1%(税引後0.88%)

利率は、金融情勢等により変わることがあります。

付利単位は100円で、毎年3月末と9月末の決算後に利息が元金に加算されます。

払い戻し・解約

払い戻しは、毎月2回(15日・末日に送金)、解約は毎月1回(末日に送金)可能で、共済組合に届出済の給付金等振込口座に送金します。その際、手数料はかかりません。

残高等のお知らせ

毎年3月末および9月末現在の残高と半年間の入出金異動明細(「貯金現在残高通知書」)を、4月および10月に、所属所を通じて送付します。再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

* 積立金の運用について

高格付の債券を中心とした運用を行っています。運用にあたっては、金融情勢の変化に対応し、安全性を最優先に努めていきます。また、不測の事態に備えるための資金を保有しています。

積立金の運用状況については、定期的に共済だよりでお知らせしております。(最新のお知らせは2008年3月号掲載)

* 加入にあたっては、各自の判断で

上記のとおり、皆さまからお預かりした積立金の運用については、安全性を最優先しており、これまでも市中の金融機関より有利な利回りで貯金事業を運営していますが、資金運用には様々なリスクがあります。また、共済組合は金融機関ではないため、預金保険制度(ペイオフ:元本1,000万円とその利息の保護)による預金の保護はありません。

このようなリスクを考慮し、最終的には自己の責任において判断して加入してください。

共済積立貯金の詳細やご不明な点は、所属所の共済事務担当課または共済組合福祉課までお問い合わせください。

共済組合福祉課

083-925-6551

共済組合ホームページ

福祉事業－貯金事業をご参照ください

**組合会議員
補欠選挙の結果**

組合会議員の
補欠選挙(第一区)は
福田良彦氏
を
選出

(岩国市長)



市町村長の選挙
する選挙区第一区
組合会議員の補欠
選挙が、2月20日
に自治会館で行わ
れ、福田良彦岩国
市長が選出されま
した。
なお、任期は退
任された井原勝介
前岩国市長の残任
期間である、平成
20年11月30日まで
となっています。

ライフ山口だより



有限会社 ライフ山口

〒753-0072
山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階
TEL:083-925-2128
FAX:083-925-2161
メールアドレス:ym212@lime.ocn.ne.jp



遺族サポートプラン・医療保障保険

中途加入実施のお知らせ

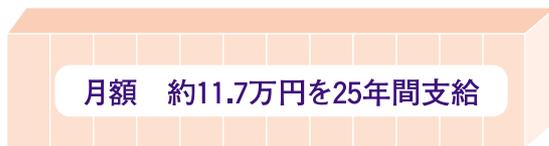
平成20年4月2日～5月15日の期間、「遺族サポートプラン」「医療保障保険」の中途加入(加入日:平成20年9月1日)を実施します。新規採用組員の方、未加入の組員の方が対象となります。

※中途加入時は、「長期継続保障」・「総合医療サポート」・「重病克服支援プラン」は取り扱いません。更新募集時(8月～9月)にお手続き下さい。

制度内容

万が一に備えて…《遺族サポートプラン》

■Aコース(年金原資:3,000万円)にご加入の場合



受取総額 約3,532万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点(2007年2月1日現在)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算していますので、将来の基礎率の変更に伴い年金額が変動(増減)することがあります。

※万が一の場合には、現在の生活リズムを崩さず、長期にわたって必要な生活費を給付します。

※万が一の場合…死亡・高度障害の場合
※ボーナス給付は中途加入時には取り扱いできません。
更新募集時(8～9月)にお手続き下さい。

必要となる保険料

25歳男性の場合 月額 **2,610円**
25歳女性の場合 月額 **1,590円**

病気やケガに備えて…《医療保障保険》

■5,000円コースにご加入の場合

病気・ケガで5日以上入院された時

入院1日あたり
5,000円 支給

死亡された時

10万円 支給

※詳細はパンフレットをご覧ください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢とは異なり、例えば効力発効日(契約応当日)時点の40歳の保険年齢は39歳6ヶ月を超え40歳6ヶ月までとなります。
(例)保険年齢40歳＝平成20年9月1日現在39歳6ヶ月を超え40歳6ヶ月まで

病気・ケガによる入院も、医療保障保険が力強くバックアップ!
遺族サポートプランとセットでご加入ください。

※医療保障保険のみの加入はできません。

必要となる保険料

25歳男性の場合 月額 **1,518円**
25歳女性の場合 月額 **1,518円**

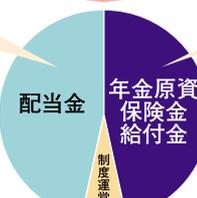
制度のしくみ

剰余金が生じた場合は、配当金として還付します。

加入者からの保険料の総額

加入した組員・配偶者・子どもに万が一の不幸があった場合にお支払いします。

平成18年度配当実績
遺族サポートプラン 約**36.2%**
医療保障保険 約**34.9%**



期間:H20.3.1～H21.2.28

この事業は、1年ごと(契約期間平成20年3月1日～平成21年2月28日)に収支計算を行い剰余金が生じた場合、加入者に配当金として還付しますので、実質負担は軽減されます。

※期間中に脱退された場合の払い込まれた保険料は配当金還付の対象になりません。

※遺族サポートプラン・医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。
※配当金はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当額は現時点では確定していません。
※中途加入は、初回のみ平成20年9月1日から平成21年2月28日までの6ヶ月間で収支計算します。

被扶養者の資格に異動はありませんか？

被扶養者が、就職等により健康保険の被保険者となったときは、共済組合の被扶養者の資格を喪失します。

また、本年4月から事業所得等における経費の取扱いが下記のとおり変更になりましたので（詳しくは、共済だより平成19年5・6月号、9・10月号をご覧ください。）、平成19年分の確定申告書の控えで、所得が基準額を超えていないかご確認ください。

これらの事由により、被扶養者資格の取消要件に該当したときは、所属所の共済事務担当課を経由して、共済組合に扶養認定取消の届出をしてください。

資格の取消要件に該当しているにもかかわらず、共済組合への届出が遅れた場合、その間医療機関等で受診されていたときは、医療費のうち窓口負担分を除いた共済組合負担分を組合員ご本人に請求することになりますので、留意してください。

所属所異動等で組合員証等の「記号・番号」が変わられた方は、医療機関で受診される際に、必ず組合員証等を窓口で提示し「記号・番号」が変わられた旨を申し出てください。

事業所得等における経費の取扱い

H20.4～

確定申告において
経費として控除されるものを
すべて認め、控除した額

確定申告において経費として
必要と認められるもの
(下表)のみを控除した額

必要経費と認めるもの、認めないもの

売上原価	○	減価償却費	×
給料・賃金 [※]	○	福利厚生費	×
租税公課	×	利子割引料	×
光熱給水費	○	地代家賃	○
旅費交通費	○	貸倒金	×
通信費	○	研修費	×
広告宣伝費	×	各種引当金準備金	×
接待交際費	×	専従者給与	×
損害保険料	×	雑費	×
修繕費	○	青色申告控除額	×
消耗品費	○		

農業所得として特に認めるもの

小作料・賃借料	○	動力光熱費	○
種苗費	○	作業用衣料費	○
素畜費	○	土地改良費	○
肥料・飼料	○	ライスセンター使用料	○
農具費	○	水利費	○
農業衛生費	○		

※ 給料・賃金については、被扶養者として認定を受けようとする者が従業員を雇用し、その従業員の生計を成り立たせるだけの給料を支払っている場合は、その者の所得が認定基準以内であっても被扶養者として認定できません。生計を成り立たせるだけの給料を支払っているとは、一人につき年額130万円以上の給料・賃金を支給している場合とします。

※ 同居の親族に対する給料・賃金は原則として必要経費として取扱いません。

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	4月10日(木)	4月30日(水)
	4月25日(金)	5月15日(木)
	5月9日(金)	5月30日(金)
	5月23日(金)	6月13日(金)
解約	4月10日(木)	4月30日(水)
	5月9日(金)	5月30日(金)

共済組合の行事(4月～5月)

- 事務担当者会議
4月11日(金) 防長苑

● 山口県市町村職員共済組合員・家族限定商品

往復航空券+宿泊(朝食付き)
全国市町村職員共済組合連合会運営

東京グリーンパスに宿泊する
東京パック

ご予約お問い合わせは

(財) 広島県市町村職員共済互助会
● 取扱: 八丁堀シャンテ旅行センター
☎082(222)4144
広島市中区上八丁堀8-28

宇部発

(シングル) _____
¥38,200
¥36,200(¥2,000の宿泊利用助成券利用)
(ツイン) _____
¥35,900
¥33,900(¥2,000の宿泊利用助成券利用)

ANA 国土交通大臣登録旅行業第1656号
旅行企画・実施: ANAセールス(株)
東京都港区東新橋1-5-2

日程	旅行日程	食事
1	宇部空港(ANA希望便) → → → → → 羽田空港 === 各自 === 東京グリーンパス	×
2	東京グリーンパス === 各自 === 羽田空港(ANA希望便) → → → → → 宇部空港	朝

★設定日: 2008年4月1日~9月30日出発(ただし5/2~6/7/19~20/7/31~8/17/9/13・14の出発便の利用はできません。)
(5/3~6/7/20・21/8/1~18/9/14・15/10/12・13帰着にかかる復路延長はできません。)
★ご出発の21日前より変更、取消には手数料がかかります。
★ANA宇部・東京線のすべての便が利用可能です。(片道5便)+ご搭乗日、ご利用便により追加代金が必要となる場合があります。
★1泊14日まで延長可能です。(1泊以上の宿泊が必要です。)
★延泊料金: ¥7,300/シングル ¥5,000/ツイン(¥2,000の助成券利用の料金)

この旅行はANAセールス株の企画・実施する商品です。お申込の時、旅行条件、取消料等を確認ください。

石見発

(シングル) _____
¥38,700
¥36,700(¥2,000の宿泊利用助成券利用)
(ツイン) _____
¥36,400
¥34,400(¥2,000の宿泊利用助成券利用)

ANA 国土交通大臣登録旅行業第1656号
旅行企画・実施: ANAセールス(株)
東京都港区東新橋1-5-2

日程	旅行日程	食事
1	秋石見空港(ANA希望便) → → → → → 羽田空港 === 各自 === 東京グリーンパス	×
2	東京グリーンパス === 各自 === 羽田空港(ANA希望便) → → → → → 秋石見空港	朝

★設定日: 2008年4月1日~9月30日出発(ただし4/24~5/6/7/17~21/8/7~17/9/11~15/9/18~23の出発便の利用はできません。)
(4/25~5/6/7/18~21/8/8~17/9/12~15/9/19~23/10/12・13帰着にかかる復路延長はできません。)
★ご出発の21日前より変更、取消には手数料がかかります。
★ANA石見・東京線のすべての便が利用可能です。(片道1便・伊丹経由便)+ご搭乗日、ご利用便により追加代金が必要となる場合があります。
★1泊14日まで延長可能です。(1泊以上の宿泊が必要です。)
★延泊料金: ¥7,300/シングル ¥5,000/ツイン(¥2,000の助成券利用の料金)

この旅行はANAセールス株の企画・実施する商品です。お申込の時、旅行条件、取消料等を確認ください。

広島発

(シングル) _____
¥29,900
¥27,900(¥2,000の宿泊利用助成券利用)
(ツイン) _____
¥28,300
¥26,300(¥2,000の宿泊利用助成券利用)

ANA 国土交通大臣登録旅行業第1656号
旅行企画・実施: ANAセールス(株)
東京都港区東新橋1-5-2

日程	旅行日程	食事
1	広島空港(ANA希望便) → → → → → 羽田空港 === 各自 === 東京グリーンパス	×
2	東京グリーンパス === 各自 === 羽田空港(ANA希望便) → → → → → 広島空港	朝

★設定日: 2008年4月1日~9月30日出発(ただし4/24~5/6/7/17~21/8/7~17/9/11~15/9/18~23の出発便の利用はできません。)
(4/25~5/6/7/18~21/8/8~17/9/12~15/9/19~23/10/12・13帰着にかかる復路延長はできません。)
★ご出発の21日前より変更、取消には手数料がかかります。
★ANA広島・東京線のすべての便が利用可能です。(片道8便)+ご搭乗日、ご利用便により追加代金が必要となる場合があります。
★1泊14日まで延長可能です。(1泊以上の宿泊が必要になります。)
★延泊料金: ¥7,300/シングル ¥5,000/ツイン(¥2,000の助成券利用の料金)

この旅行はANAセールス株の企画・実施する商品です。お申込の時、旅行条件、取消料等を確認ください。

広島発

おひとり様(2日間/大人・子供同額)
(シングル) _____
¥30,300
¥28,300(¥2,000の宿泊利用助成券利用)
(ツイン) _____
¥28,300
¥26,300(¥2,000の宿泊利用助成券利用)

JAL 国土交通大臣登録旅行業第1593号
旅行企画・実施: (株)JALセールス西日本
広島市中区袋町3-17

日程	旅行日程	食事
1	広島空港(JAL希望便) → → → → → 羽田空港 === 各自 === 東京グリーンパス	×
2	東京グリーンパス === 各自 === 羽田空港(JAL希望便) → → → → → 広島空港	朝

★設定日: 2008年4月1日~6月30日出発
(ただし5/3~5/5の発着便の利用はできません。また、4/25、5/2~5/6帰着にかかる場合は、復路延長できません。)
★ご出発の21日前より変更、取消には手数料がかかります。
★ANA広島・東京線のすべての便が利用可能です。(片道7便)+ご搭乗日、ご利用便により追加代金が必要となる場合があります。
★1泊14日まで延長可能です。(1泊以上の宿泊が必要です。)
★延泊料金は、別途お問い合わせ下さい。

この旅行は株JALセールス西日本の企画・実施する商品です。お申込の時、旅行条件、取消料等を確認ください。

出発の10日前まで受付できます

編集後記

新年度予算ご報告しています。保健事業では、新たに特定健康診査・特定保健指導が始まります。‘メタボリック’という名前が先行していましたが、自分の健康状態に関心を持つことから始めてみませんか。(K・H)

髭を伸ばしてみました。
これが、大不評で…。今では、きれいさっぱり剃っています。
そういえば、髭専用バリカンなるものが販売されています。みなさん知っていましたか?私は、いままで知りませんでした。
興味を持ってはじめて知ることって結構多いものです。好奇心を大切に様々なことに関心を持ちたいと思います。(S・F)

組合の現況

組合員/男	組合員/女	組合員/合計	
11,910人	5,814人	17,724人	
平成20年3月24日 現在			
任意継続組合員	被扶養者/男	被扶養者/女	被扶養者/合計
456人	7,734人	14,336人	22,070人

休憩、昼食、AQAパック料金

美味しい昼食をお部屋にご用意しております。

日帰りプラン

ちょっと気軽に

お泊まり気分で…

お越しください。

御膳コース



- ▶ 2名様より承ります。【要予約】
- ▶ 土曜・祝前日・GWなどの繁忙期間は対象外とさせていただきます。
- ▶ 利用時間11:00～15:00

*見附牛そばろめし*鯛めし*長州鶏めし*ずんべめしの中から好きな品をお選びください。

潮騒御膳

(税・サ込)

3,500円

*写真はイメージです。季節により内容が変わります。

釜ごはん御膳

(税・サ込)

3,500円

和会席コース



湯遊会席

*写真はイメージです。季節により内容が変わります。(税・サ込)

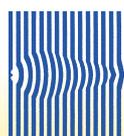
5,000円

大浴場・高温サウナ・塩サウナ
温水プール・トレーニングジムなど 本館AQA施設を
無料開放いたします。



シーサイドパレス萩「れすとらん蒼海」からのお知らせ

- 4月から、れすとらん蒼海のディナータイム(17:00～21:00)が完全予約制となりました。
- ご宿泊の方も含め、当館での夕食・宴会は必ず予約が必要となりました。
- なお、ランチタイムはこれまでどおり、予約なしでレストランメニューからお選び頂けます。



山口県市町村職員共済組合 保健施設

シーサイドパレス 萩

〒758-0011 萩市椿東字北川6030-13 (JR山陰本線越ヶ浜駅前)
TEL 0838-26-6141 FAX 0838-26-6365
<http://www.sp-hagi.com/>